

平成27年 第7回
教育委員会定例会会議録

平成27年7月14日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2426号

平成27年第7回定例会

日時 平成27年7月14日（火） 午前10時00分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	澤 孝一郎
委員長職務代理者	小 島 洋 祐
委 員	綱 川 智 久
委 員	永 山 幸 江
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	益 口 清 美
庶 務 課 長	佐 藤 雅 志
教育政策担当課長	橋 本 誠
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	山 田 吉 和
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶務課庶務係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第1 請願又は陳情

- 1 港区の教科書採択に関する請願
- 2 港区の教科書採択に関する請願

日程第2 会議録の承認

- 1 第2418号 第7回臨時会（平成27年3月24日開催）
- 2 第2419号 第9回臨時会（平成27年4月1日開催）
- 3 第2420号 第4回定例会（平成27年4月14日開催）

日程第3 審議事項

- 1 議案第56号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第57号 港区立青山生涯学習館の臨時休館について

日程第4 協議事項

- 1 平成27年度港区指定文化財の諮問について

日程第5 教育長報告事項

- 1 平成27年第2回港区議会定例会の質問について
- 2 港区立中学校合同学校説明会について
- 3 平成27年度就学援助支給単価の改定について
- 4 港区立高輪図書館分室の臨時休館について
- 5 平成28年度使用教科書採択について
- 6 平成27年度港区学力調査結果について
- 7 平成27年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議について
- 8 後援名義等の6月分使用承認について
- 9 生涯学習推進課の6月事業実績について
- 10 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 11 図書館・郷土資料館の6月行事実績について
- 12 図書館の6月分利用実績について

「開 会」

○澤委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成27年第7回港区教育委員会定例会を開会いたします。
(午前10時00分)

7月4日土曜日に、中学校合同学校説明会が開催されました。今年度から、参加者の対象を4年生まで引き下げたということもあり、赤坂区民センターのホールが満席になるくらい大勢の方にお集まりいただきました。準備にあたった事務局や中学校の現場の皆さんに御礼を申し上げたいと思います。

日程に入ります前に、東京合同法律事務所から、教科書採択についての要望書が委員長あてに提出されました。お手元に配付しましたので、よろしくお願いいたします。

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、小池教育長にお願いします。

第1 請願又は陳情

1 港区の教科書採択に関する請願

2 港区の教科書採択に関する請願

○澤委員長 日程第1、請願又は陳情に入ります。

資料ナンバー1「港区の教科書採択に関する請願」、資料ナンバー2「港区の教科書採択に関する請願」の2件が提出されております。本日は、2件とも請願代表者から趣旨説明の申し出がありましたので、お受けしたいと思います。

それでは、平成27年7月1日付「港区の教科書採択に関する請願」の請願代表者の方は、請願者席にお越しく下さい。

それでは、請願文を書記に朗読してもらいます。

○書記 2015年7月1日、港区教育委員会委員長澤孝一郎様、港区の教科書採択に関する請願書。

日ごろより港区の教育の向上発展のためにご尽力をいただいていることに敬意を表します。

さて、このたび来年度から使用される中学校教科書の採択にあたり、次の請願事項にご配慮をお願いします。

請願事項 1. 過去の戦争を賛美し植民地支配を正当化しようとする記述でアジア諸国との平和・友好を損なう懸念があるとともに、日本国憲法の平和と民主主義の理念を尊重しない教科書は採択しないでください。教育基本法に明記された「平和で民主的な国家・社会の形成者」として子どもが育つ上で望ましく、また区内に多くの外国大使館があり、「平和都市」宣言の港区にふさわし

い歴史と公民の教科書の採択を期待します。

2.教科書の採択にあたっては、直接子どもたちに授業を行い、各教科の専門家である現場の教員の意向を十分に尊重してください。平成27年4月22日の衆議院文部科学委員会において、文部科学省の初等中等局長が、教科書採択の調査研究にあたっては「幅広い意見を反映させるために、通常、教員、学校の先生方や保護者の方を初めとした調査員が選任されており」、「教員が果たす役割は決して小さくない。」と述べたように、採択にあたって現場の教員の意見を尊重するよう求めていると考えられます。

請願理由 港区の子どもたちによりよい教科書を渡し、国際社会に生きる「平和で民主的な国家・社会の形成者」としての健やかな成長を図るため。

港・子どもと教科書を考える会代表桜田栄一、港区芝1-4-9-7階、港区労連気付、電話03-3783-0531。

以上です。

○澤委員長 朗読は終わりました。

それでは、桜田栄一さんから、請願の趣旨説明をお願いいたします。

○請願代表者（桜田） 桜田です。このような機会を得られて非常に喜んでおります。よろしくお願いいたします。

請願事項は2つあります。2から先に申し上げます。端的に言えば、現場の教員の意見を十分に尊重してほしいということです。私は、今まで何回か請願をこの場で申し上げておりますが、このことについては、その都度触れさせていただきました。

ここに記載のとおり、4月22日の文部科学委員会において、初等中等局長から、教科書採択にあたっては、教員の意見を十分に汲むべきものだということを承知している趣旨の発言があったと、私は理解しております。

今まで、請願あるいは採択の傍聴に伺って、現場の教員の意向を尊重していただいている様子は十分わかっておりました。ただ、その程度までは正直わかっていませんでしたが、大分現場の意見を尊重してくださっているというニュアンスはつかめておりました。その姿勢を持続し、現場の教員の意見を尊重していただければありがたいと思います。

1では、教科書によっては、太平洋戦争について、例えば、日本軍はよく戦い、沖縄住民はよく協力したという記述や、アジア諸国に対してアジアの開放を掲げた日本は敗れたが、アジアは植民地から開放され、独立を達成したというように、まるで日本のおかげでアジア諸国が独立したというニュアンスの記述があります。ほかの教科書を見ると、その当時の日本軍の進出によって、アジア諸国の人々は労働力や物資を奪われて大変困ったという記述が見られるわけです。このあたりが少々一面的過ぎるのではないかと感じておりました。その教科書をつくっている出版社では、パンフレットを用意して宣伝をしています。日本は歴史の古い国で世界最古だと言っています。私は歴史の研究者ではありませんので、評価については述べませんが、歴史の古い国だと言っていること自体は構いませんが、他国に対して、例えば、中国は王朝の交代が繰り返されて、今の体制になっ

たのはたかだか60年程という記述をしたり、アメリカ合衆国はたかだか240年の歴史しかなく、アジア・アフリカで植民地から独立を果たした国は、本当に数十年の歴史しかないわけで、歴史の古い国は立派なんだという言い方をすると、新興国を見下すような気持ちというものが子どもたちの間に生まれてくるのではないかという気がします。ですから、国際的な協調精神というものに対していかななものかと思いながら読みました。このようなことを十分考慮の上、採択していただくようお願いいたします。

もう一点の憲法について、ある教科書では押しつけ憲法だとかなり強調していて、その教科書のページの中に、英文で書かれた日本国憲法の草案の写真をわざわざ挿入して、いかにも押しつけられたと言わんばかりです。日本国憲法についての評価でも、国民に国防の義務がない徹底した平和主義は、世界的には異例だというような言い方をしています。憲法改正についても、各国では比較的頻繁に憲法の改正を行っていると、10カ国ほどの国名とその改正の回数を上げていますが、ほかの教科書では、やはりその憲法の改正について厳しいハードルを課している国とそうでない国、要するに、憲法についての考え方で簡単に改正ができる国と、高いハードルを設けている国があって、いかにも日本が憲法を改正していないことを、おかしいのではないかと思わせかねない表現はいかななものかと思います。戦後70年近く国民の間で今の日本国憲法が定着していることこそ大事なのではないかと、私はこの戦後の社会を生きてきて思っていることです。お聞きいただきありがとうございます。

○澤委員長 ありがとうございます。請願代表者の方にご質問等ございましたらお願いします。

○小島委員 桜田さんには、ここ数年この時期においていただいております、おっしゃることはわかっているつもりです。教科書採択にあたって、現に教育を行っている現場の先生方の意見をよく聞いてもらいたいという趣旨は、我々も非常に大事なことだと思っています。その趣旨にそって、現場の先生方による教科書選定研究委員会で意見を出してもらい、それを我々も十分拝見させていただき、採択の資料とさせていただきます。

太平洋戦争や憲法の記述について、桜田さんのおっしゃるような懸念は、私個人としてもよく理解できます。ご意見を十分尊重しながら採択にあたっていきたいと思います。

○澤委員長 今、小島委員が言われたように、桜田さんには何回か本委員会に来ていただき、現場の先生方の意見を尊重してくださいとの要望をいただいております。港区教育委員会としては、教科書選定研究委員会から選定資料をもらい、その選定資料を参考にして、最終的に教育委員会で採択するというプロセスをとっております。昨年は、教育ビジョンや学校教育推進計画など、教育委員会として今後の港区の教育に関するいろいろな施策を出させていただいております。現場の先生がその趣旨に則って教育をしていただかないと意味がないので、我々教育委員会としても、現場の先生と一体となって港区の教育を進めるという姿勢は常に持っています。教育委員会が現場を監督しているのではなくて、支援しているということです。未来を担う子どもたちに、いかにより良い教育ができるかという姿勢でやらせていただいております。ですから、桜田さんがおっしゃる、現場の先生の意見を尊重するということは、日ごろから心がけるようにしております。

○**請願者代表（桜田）** ありがとうございます。

○**綱川委員** 請願事項2にも書いてありますように、港区の場合、教員だけでなく、PTAの代表が教科書選定研究委員会の調査員となっており、保護者からの意見を伺う機会が十分あります。これからご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

○**請願代表者（桜田）** 例えば、教育委員会の日程等についても、近隣区の中には、開催日の前週にならないと明らかにならない、前週に問い合わせしてくれというような対応をする教育委員会もあるやのように聞いております。しかし、港区教育委員会は、スケジュールを早くから明らかにして、情報をかなりオープンにしてくださっているので、私たちもこのように請願を提出したり、傍聴に来たりする予定が立てやすくて、大変ありがたく思っております。これからもこのような姿勢で運営していただくようお願いをして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○**澤委員長** それでは、この案件はよろしいでしょうか。

請願者の方、どうもありがとうございました。

次に、平成27年7月7日付「港区の教科書採択に関する請願」の請願代表者の方は、請願者席にお越しください。

それでは、請願文を書記に朗読してもらいます。

○**書記** 2015年7月7日、港区教育委員会委員長澤孝一郎様、港区の教科書採択に関する請願書。

日頃から、子どもたちの教育条件整備に奮闘されている港区教育委員会に敬意を表します。このたび来年度から使用される中学校教科書の採択にあたり、次の請願事項にご配慮をお願いいたします。

請願事項 1. 子どもたちを戦争へと導く「育鵬社」「自由社」版教科書は採択しないでください。

1. 採択にあたり、教育現場をよく知る教師・学校の意見を尊重してください。1. 教科書展示の場所、時間、日数を増やし、広く区民が意見を述べやすく出来るようにしてください。

請願理由 私たち新日本婦人の会は、女性と子どもの幸せのために全国で運動している国連NGOの女性団体です。私たち親にとって、子どもたちが健やかに成長することは何よりの願いです。

しかし、安倍政権は、「安保法制」にみられるように「海外で戦争する国」をめざし、それを支える人材育成のため「愛国心教育」を中心に据えようとしています。

教育書検定制度も変え、政権の考えに合わない教科書は不合格にしようとしています。

教育委員会制度の「改定」もあり、首長の教育への介入が強まることに、私たちは大変不安を感じています。

2015年は中学校教科書採択の年です。安倍政権は、「育鵬社」「自由社」版の教科書を採択させるために「教育再生首長会議」を発足させ、参加の首長が採択に介入してくることが危惧されます。

教科書展示会で実際に「育鵬社」「自由社」の教科書を手に取ってみると、先の戦争を「植民地解放の戦争」と位置づけ、「集団的自衛権行使の容認」「原発推進」にとどまらず「核融合発電」まで

推奨するなど、現在論議されている政治的な問題について一方的に結論付け、子どもたちに考えさせる内容になっていません。

港区は、これまでも「史実を正しく伝え、子どもたちが自ら考え、行動する力を育てる」教育を推進されてきました。この立場に私たちも共感の意を表します。

港区におかれましては、これまでに引き続き、子どもたちの学習権を保障していただきますようお願いいたします。

新日本婦人の会港支部支部長北村静子、港区白金3-4-4-2F、電話03-3442-2941。

以上です。

○澤委員長 朗読は終わりました。

それでは、北村静子さんから、請願の趣旨説明をお願いいたします。

○請願代表者（北村） 初めまして、新日本婦人の会の北村静子です。

このたび、私たち新日本婦人の会として初めて請願書を出させていただきます。私たちの思いをお伝えするチャンスをいただき、本当に感謝しております。

私たち新日本婦人の会は、請願書にも書いてございますとおり、全国で運動しており、2003年に国連NGOの女性団体として認められております。

今年は教科書採択の年です。いろいろなことを自分で考えていくようになる中学生の年齢で学習する歴史と公民について、育鵬社と自由社の教科書は一体どんなものか、教育センターでの展示会に、地域の人たちに声をかけて、グループに分かれて何回も見に行きました。感想を報告させていただきます。

まず、育鵬社の教科書はすごくきれいでびっくりしたというのが、ほとんどの人の感想でした。ただ、60ページあたりの憲法改正の仕組みで、2014年に政府は従来の憲法解釈を変更して、限定的に集団的自衛権の行使を容認することを閣議決定しました。という文章があります。憲法改正が必要だという考え方を教えていくという感じを受けました。

与党の自民党、公明党の中にも反対意見があり、現在も国会で論議中なのに、なぜもう教科書に載っているのかと、教科書を見に行った方たちがびっくりしたという感想もこちらに届いております。

憲法学者の皆さんは憲法違反であると表明していて、先日のNHKの世論調査でも80%近くが政府の説明不十分、半数は反対と報告されました。

7時のNHKニュースでは、「誰の子どもも殺させない」を合い言葉に、戦争法案に反対する子育て中のママたちが国会で記者会見をしていました。4歳の娘さんが、毎晩「今日の夜は戦争にならないよね」と聞いてくるそうです。ママは「戦争させないよ」と自信を持って娘に言ってあげたい。これだけの人たちが戦争に反対している光景を見せたいと、このママたちは訴えているそうです。子どもたちの心をも脅かしているこの法案は本当におかしい。この教科書を見に行った方たちのほとんどがそういう意見でした。

育鵬社、自由社の教科書は、子どもたちを戦争に導く教科書とはっきり言えると思います。戦争教育だけでなく、気になる箇所が男女平等や原発問題、労働者の権利に至るまで、あらゆるところに見られました。当会員から、受験に役立たないのではないかという声も出ています。

ほかの教科書は公平を保っていて、生徒に考えさせる記述でした。子どもたちに日本国憲法をきちんと教えてください。歴史は史実に基づいて教えてください。未来は子どもたちのものです。明るい平和な未来をつくります。という皆さんの意見でした。

また、原発問題については、人類のエネルギー問題を根本的に解決するには、人工の太陽をつくり出す核融合発電の実用化を待たねばなりませんということが載っています。私たちは核に頼らないエネルギーに転換したいという思いでいっぱいです。

請願事項の3番目は、教科書展示の場所、時間などについてです。私も教科書を見に行きましたが、他区でも実施しているように、平日の午後5時以降や土・日も見られるようにしてください。場所については、教育センターでもよろしいのですが、図書館や学校、区役所などで、日中働いている方も見に行けるような時間帯まで、ぜひ開いていただきたいと思います。

以上、簡単ですが、よろしくお願いいたします。

○澤委員長 ありがとうございます。請願代表者の方にご質問等ございましたらお願いします。

○小島委員 不勉強で申しわけないのですが、国連NGOの女性団体と書いてありますが、国連と新日本婦人の会はどんな関係にあるのですか。

○請願代表者（北村） NGOとして各国でいろいろな運動をしております、新日本婦人の会の場合は、婦人運動や平和運動を、その国で行われていることに対して、国連もそれを認めて一緒に取り組んでいきたいと思いますというようなことだったと思います。

私どもも国連の男女平等の審議会にも正式の審議員ではありませんが、傍聴に行ったり、男女平等運動をしております。

○小島委員 請願事項の2番目については、先ほどコメントさせていただきましたが、3番目については、できる範囲で区民の皆さんに教科書が見てもらえるよう配慮をしなければいけないということです、その方向で検討したいと思います。

1番目については、今、特定の教科書についてコメントする立場ではないので、何とも言えませんが、おっしゃられるような危惧というのを我々もある程度理解しております。皆さんの請願内容を十分検討しながら採択を行っていきたいと思います。

○請願代表者（北村） ありがとうございます。

○澤委員長 教科書展示会が教育センターだけというのは、教科書の数とか何か制約があつてのことですね。指導室長、説明してください。

○指導室長 まず、教科書会社から配付される冊数が限られております。おっしゃるように広く区民の方たちをご覧になれるような形がとればよろしいのですが、さまざまな根拠に基づいた形から、教育センターを教科書展示会場として指定して行っているところでございます。現時点では、この限りですることがベストと考えております。

○澤委員長 入手できるセットの数が限られており、学校現場の先生に読んでいただくのも一式を持ち回りで行っています。制約があるため、現状のように皆さんに見ていただくのは教育センターだけとなっていますが、できれば複数の場所で展示できるとよいと思います。

○請願代表者（北村） 中野区や大田区は、日にちや時間を区切って地域を回っているようです。全てではないですが、ポイントポイントで展示しています。図書館であれば夜間も利用できます。ほかの区の実態も参考にさせていただきながら、できる範囲で結構ですので、まずは時間の延長だけでも考えていただければ助かります。

○澤委員長 子どもたちの教育のために一生懸命支援していただく方に便宜を図るようにするのも我々の役目ですので、与えられた制約の中で検討させていただきます。ありがとうございます。

○永山委員 本日は、お忙しい中ありがとうございます。同じ女性としてこのようにいろいろな活動をされていることに敬意を表します。本日はありがとうございます。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

請願者の方、どうもありがとうございました。

教科書採択にあたって、港区教育委員会といたしましては、文部科学省及び東京都の教科用図書の採択方針に則り、採択の対象となる教科用図書について、学習指導要領に基づき検討し、調査研究を行い、適切に採択を行いたいと思います。

第2 会議録の承認

1 第2418号 第7回臨時会（平成27年3月24日開催）

2 第2419号 第9回臨時会（平成27年4月1日開催）

3 第2420号 第4回定例会（平成27年4月14日開催）

○澤委員長 それでは、日程第2、会議録の承認に入ります。

平成27年3月24日開催の第2418号第7回臨時会の会議録、平成27年4月1日開催の第2419号第9回臨時会の会議録、平成27年4月14日開催の第2420号第4回定例会の会議録につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○澤委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第3 審議事項

1 議案第56号 港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について

○澤委員長 日程第3、審議事項に入ります。

議案第56号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第56号「港区立運動場条例施行規則の一部を改正する規則について」議案資料ナンバー1に基づいて、ご説明させていただきます。

1～4ページが規則の改正案文、5～8ページが規則の新旧対照表、9ページが改正理由と改正内容の概要となっております。

9ページをご覧ください。

改正理由は、港区立運動場条例の改正に伴い、港区立運動場条例施行規則の一部を改正するものです。改正内容は（１）から（５）の５点で、大きなところは（３）、（４）になります。

まず、（３）です。各施設の利用期間の年末の終期を１２月２８日から１２月３０日に改めます。

５ページの新旧対照表をご覧ください。上段が改正後、下段が改正前となります。

麻布運動場の野球場の利用期間と利用時間をご覧ください。改正前は１２月２８日まで、改正後は１２月３０日までとなっています。各運動場とも条例に合わせ、年末の利用については、１２月３０日まで利用できるように２日間の利用の拡大を図るものです。愛宕弓道場については、今まで１２月２７日まででしたので、３日間の利用の拡大となります。なお、麻布運動場、青山運動場は、近隣住民の反対がございまして、協議が整っていないことから、利用期間の改正は行いますが、協議が整うまでの間は、１２月２９日・３０日を臨時休止として告示させていただく予定です。

次に、（４）です。港区立芝給水所公園運動場の利用時間を変更します。

６ページの新旧対照表をご覧ください。改正前は、午前９時から午後８時までとなっています。

この資料にはございませんが、規則の付則において、当分の間、平日については午前１０時から午後８時まで、土日祝日については本則どおり午前９時から午後８時までとしていました。

平日については午前１０時から午後８時まで、夏休み期間中の７月２０日から８月３１日までは午前９時から午後８時まで、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日については午前９時から午後８時までと改めるものです。こちらにつきましては、近隣住民からの同意も得られております。

（１）、（２）、（５）の改正の内容については、文言の整理を行ったものです。

まず、（１）です。使用期間を利用期間に、使用時間を利用時間に変更します。利用料金制を導入したため、条例に合わせ、使用という表記を利用に変更するものです。

次に、（２）です。庭球場をテニスコートに変更します。こちらも条例に合わせた変更です。

次に、（５）です。港区立愛宕弓道場の利用時間に関する表記を変更します。

７ページをご覧ください。国民の祝日に関する法律の後ろに、括弧内に法令の法令番号が入っていますが、先ほどご覧いただいた６ページの芝給水所公園運動場の利用時間の欄に、国民の祝日に関する法律の表記を新たに追加したため、次項以降に表記が出てきます法令番号は記載を省略するというルールからその部分を削ったものです。

最後に、施行日は、芝給水所公園運動場の利用時間変更の初日となります平成２７年７月２０日を予定しています。

よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

港区には、都会のど真ん中でありながら貴重な運動場があります。その施設を利用者に十分活用

していただき、また、近隣住民の方からのご意見も調整しながら利用日や利用時間の拡大を図るには、ご苦労がいろいろあったと思います。よろしいでしょうか。

(なし)

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第56号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第56号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第57号 港区立青山生涯学習館の臨時休館について

○澤委員長 次に、議案第57号「港区立青山生涯学習館の臨時休館について」生涯学習推進課長、説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第57号「港区立青山生涯学習館の臨時休館について」議案資料ナンバー2に基づいて、ご説明させていただきます。

青山生涯学習館は、青南幼稚園の3歳児の保育室確保のため、隣接地の南青山四丁目用地への移転を予定しています。移転後の青南幼稚園において、消防設備工事が必要なことから、今回臨時休館するものです。

臨時休館日は、平成27年7月30日木曜日及び31日金曜日の2日間となります。

理由としましては、青山生涯学習館及び青南幼稚園内に設置している消防設備の入替工事实施のためです。生涯学習館の事務室を保育室に変更するため、事務室にあります消防設備の主制御盤と、青南幼稚園の事務室にあります副制御盤の入替えを行うものです。消防設備の工事のため、工事中は火災報知機や防火扉が作動しないこととなりますので、利用者の安全確保のため施設を休館するものです。なお、幼稚園は、夏季休業期間中となります。

周知方法としましては、館内のポスター掲示、窓口でのチラシ配布、ホームページへの掲載となります。

説明は以上です。よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

(なし)

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第57号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第57号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

第4 協議事項

1 平成27年度港区指定文化財の諮問について

○澤委員長 次に、日程第4、協議事項に入ります。

「平成２７年度港区指定文化財の諮問について」です。

この案件につきましては、今後、諮問を受けて港区文化財保護審議会で指定について審議されます。現段階では、指定されることが確定しているものではありませんので、公になることで、まだ確定してない情報が確定した情報と誤解されるといった混乱を生じさせる可能性があるため、非公開としたいと思います。

なお、審議会の答申を受けて文化財の指定をする場合は、改めて教育委員会に付議され、その際は公開で審議する予定です。

また、会議録につきましては、文化財の指定が決定された後、公開したいと思います。

本件を非公開にすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、「平成２７年度港区指定文化財の諮問について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 「平成２７年度港区指定文化財の諮問について」資料ナンバー３を使いましてご説明させていただきます。

まず、資料に間違いがございましたので、お詫びの上、訂正させていただきます。

３ページの歴史資料、弥陀種子板碑１基ですが、上から３行目、下部中央に「貞和四年二月」（１３４８年２月）の銘を刻んでいますが、という記述があります。下から２行目、しかしながら、鎌倉時代の造立刻銘をもつ種子板碑、という記述があります。１３４８年は室町時代ですので、下から２行目の鎌倉時代は、室町時代の誤りですので、訂正いたします。大変申しわけございません。

１ページをご覧ください。今年度の指定文化財につきましては、歴史資料として庚申塔が２基、歴史資料として種子板碑１基について、ご協議いただきたいと考えています。本教育委員会で諮問について決定された場合は、文化財保護審議会に諮問し、予定では９月中旬に答申いただけることになっています。答申を踏まえまして、１０月に改めて教育委員会でご審議、ご決定をいただきたいと考えています。

現在、港区内に残っております庚申塔は１０基ございます。そのうち、広尾稲荷神社に造立されている３基については区指定文化財となっておりまして、今回のものを含めた未指定の庚申塔のうち、保存状態が良好な２基について、今年度、文化財の指定としてご協議いただくものです。

海蔵寺の庚申塔は、主尊、この石に刻まれている下の写真の仏像のことですが、青面金剛像と言われているもので、紀年銘、これがつくられたと思われる年は、「寛政七乙卯年十二月」、１７９５年１２月の銘となっています。原宿村中の村名が刻まれております。原宿につきましては、現在の渋谷区の方の原宿と、港区にも原宿といった地名があったということで、どちらの原宿のことを指しているかは不明ですが、海蔵寺のご住職からの聞き取りによれば、この庚申塔は、戦後、周辺の道路拡張工事に伴い工事関係者が海蔵寺に持ち込んだものとされています。非常に貴重な庚申塔となっています。

２ページをご覧ください。青山の庚申塔です。

こちらは、道しるべとしての役割を持っている庚申塔です。「慶応元年甲丑年」「五月大吉祥日」1865年5月の紀年銘となっています。「右 あをやま 内とうしん宿 ほりの」ということで、「うち」は剥落しているようですが、「右 あをやま 内とうしん宿 ほりのうち」と思われるものや「左 二十きおくみ 百人おくみ ぜんこうじ」と刻まれて、先ほど申し上げたとおり、道しるべの役割を担っているものです。「二十きおくみ」とは、二十き組、町奉行の支配下で江戸の治安維持にあたった与力のことで、ここでは、二十き組の組屋敷があったという意味になるそうです。「百人おくみ」は、百人組、与力配下の同心の住んでいたところを指しているということです。与力や同心が住んでいたところが左にあることを指しているものが、青山の庚申塔です。

3ページをご覧ください。弥陀種子板碑です。

こちらは、1348年2月、室町時代、足利尊氏が征夷大將軍だったころのもので、非常に古いものです。年代としては、区内では5番目に古いものです。保存状態が極めて良好で、区内では最も姿が整った板碑です。光明寺ご住職からの聞き取りによれば、祖父の時代に光明寺に持ち込まれたものとされ、もともと位置した場所を特定することはできません。しかしながら、港区に持ち込まれてから半世紀以上が経過していますので、非常に貴重な文化財と位置付けています。

以上の3点について、今年度、港区指定文化財に指定したいと考えています。

資料の最後に、それぞれの文化財の位置を示す地図がございます。海蔵寺は、青山通りと都道の交差点の近くにあります。青山の庚申塔は、渋谷区との境界で、青山霊園の手前にあります。光明寺は、虎ノ門三丁目にあります。

以上、簡単ですがご説明させていただきます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問はございますか。

○綱川委員 青山の庚申塔は、生まれ育った遊び場の近くにあるのでよく知っていましたが、由緒あるものと全く理解していませんでした。田舎のあぜ道にあるお地蔵さんのものと思っていたのですが、港区の文化財に指定されると、銘板や由来板の設置など何かありますか。

○図書・文化財課長 青山の庚申塔は、文化財の登録指定が始まる前に案内表示板のようなものがありますが、非常に老朽化していて、ぼろぼろになっている状況です。今回指定されますと、指定銘板を改めてこちらに設置する予定になります。

○綱川委員 周りは崖の下で、反対側の住居の方たちがプランターを置いたりして雑然としています。こういうことになれば、整備できて良いと思います。よろしくお願いします。

○澤委員長 不勉強ですみませんが、3ページの弥陀種子板碑の種子というのはどういう意味ですか。

○図書・文化財課長 種子というのは、この板碑の写真の真ん中に刻みがありまして、蛇が顔を出しているようにひゅっとしていますのが梵字で、その下がハスの花です。この梵字が刻まれていることを種子というのだそうです。上にありますように、この梵字には、「キリーク」と「サク」、「サ」という梵字が書いてあるそうですが、このように梵字を書くことによって仏像をあらわすということになるそうで、阿弥陀仏と勢至菩薩、観音菩薩の3体を意味しているそうです。

○小島委員 庚申とは、どういう意味ですか。

○図書・文化財課長 庚申とは、庚申信仰というのがあります。人間の体内には3匹の虫が潜んで庚申の夜に人が寝ている間に抜け出し、天帝にその人の罪や過失を告げてしまうため、庚申の夜は虫が抜け出さないように眠らずに夜を明かすという信仰があります。その庚申信仰に基づき、特に室町時代末期から近世にかけて盛んに造られてきたのがこの庚申塔で、庚申は庚申の日付の夜ということです。その信仰に基づいたこの石碑が庚申塔という形になります。もともとは中国の道教に起源があり、平安時代に日本に伝わり、中世に民間に広まったということです。江戸時代になりますと仏教と結びついて、庚申様という信仰の対象を祀って拝する庚申祭という形になってきたという歴史があります。

○小島委員 庚申塚というものもありますね。地名でも庚申塚というところがあります。塚と塔は、どう分かれているのですか。

○図書・文化財課長 庚申塔は石像ですが、塚のような形でお祀りするようなものもあって、さまざまな状態で祀られているということです。塚と言ったり、塔と言ったりしているようです。

○小島委員 道しるべの役目も果たすようになったということもありますか。

○図書・文化財課長 お話のとおりでございまして、仏像を刻んで拝むものに使ったり、2枚目のように道しるべとして使われて、庚申様として道しるべの役割を果たしたそうです。

○小島委員 よくわかりました。

○澤委員長 それでは、この案件について、了承することにご異議ございませんか。

(異議なし)

第5 教育長報告事項

1 平成27年第2回港区議会定例会の質問について

○澤委員長 次に、日程第5、教育長報告事項に入ります。

「平成27年第2回港区議会定例会の質問について」庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 「平成27年第2回港区議会定例会の質問について」ご報告いたします。資料ナンバー4でございます。

港区議会定例会は6月17日に招集され、冒頭の本会議で各会派から代表及び一般質問がございました。教育長に対しましては、資料のとおり、自民党議員団の鈴木たかや議員から共産党議員団のいのくま正一議員までの4名から代表質問が、みなと政策会議の山野井つよし議員と共産党議員団の熊田ちづ子議員から一般質問がございました。

今回は、公職選挙法改正によりまして選挙権年齢が引き下げられたことから、主権者教育について。また、オリンピック・パラリンピック開催に伴う学校教育での取組。さらに、小学校の移動教室・夏季学園の中止決定後の対応について、複数の会派から質問が出たのが特徴です。

それでは、主な質問、答弁についてご説明します。

初めに、4ページです。小学校移動教室・夏季学園の中止後の対応についてのご質問です。

この件につきましては、他区のご協力が得られ、移動教室は葛飾区が運営する日光林間学園を使用して、11月から3月までの期間に2泊3日の日程で実施します。また、夏季学園は板橋区が運営する榛名林間学園で7月から8月までの期間に1泊2日の日程で実施すると答弁してございます。

次に、5ページです。東京オリンピック・パラリンピックへの取組について、学校での取組についてのご質問です。この件につきましては、港区では、オリンピック・パラリンピック教育を教育課程に位置付け、81か国もの大使館があるという他区にはないような地域資源というべき強みを生かし、大使館との交流、文化や歴史を調べる一校一国運動などの取組を通して、多文化共生の精神を養う教育を推進していくと答弁してございます。

次に、6ページです。選挙権年齢の引き下げに伴う主権者教育についてのご質問です。この件につきましては、現在、小学校6校と全中学校において、選挙管理委員会の協力を得て模擬投票を行っており、今後は公選法の改正を視野に入れ、主権者としての自覚を持たせるための教育を推進していくと答弁してございます。

次に、7ページです。区立図書館の開館時間の延長についてのご質問です。この件につきましては、区民や在勤者など利用者のニーズに応じた、効果的・効率的な実施方法について引き続き検討していくと答弁してございます。

次に、9ページの一般質問です。大阪市で実施している塾代助成事業についてのご質問です。この件につきましては、既に中学校で土曜特別講座として学習塾を運営している事業者を活用して実施しております。さらに、保護者の負担軽減や学習活動を支援するための事業を行っておりますので、大阪市が実施しているこの事業を港区が導入することは考えておりませんが、子どもたちの学力や学習意欲向上のために、教育環境の充実に努めていくと答弁してございます。

最後に、10ページです。AEDの設置について、必要に応じた台数の設置と携帯用AEDの配備についてのご質問です。AEDの設置場所が体育館や校庭から離れている場合は、1か所だけではなく必要な台数を設置してほしい、また、携帯用のAEDを用意するようというご質問です。この件につきましては、一施設に1台を基本としておりますが、設置場所が体育館や校庭から離れている場合には、複数台設置している学校もあるという実情をお知らせするとともに、携帯用の配備につきましては、その性能や使い勝手、他自治体での活用例などを参考としながら検討していくと答弁してございます。

簡単ですが、以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

2 港区立中学校合同学校説明会について

○澤委員長 次に「港区立中学校合同学校説明会について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「港区立中学校合同学校説明会について」ご報告をさせていただきます。

説明会当日は、教育委員の皆様にはさまざまなご協力をいただきましてありがとうございました。
この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

資料ナンバー５をご覧ください。

中学校合同学校説明会の開催は、平成２７年７月４日土曜日、１４時から１６時１０分まで、場所は、昨年と同様、赤坂区民センター３階区民ホールです。

参加者数は、総計３５９名でした。昨年度と比べ１１６名の増となっています。今年度から小学校４年生も説明会の対象としたことが増加の主な要因と考えております。ただし、５、６年生に限ってみても、今年は２７２名で昨年度より３０名ほど増えています。

資料にはございませんが、芝浦小学校が昨年度３５名から５６名に、港南小学校が昨年度２６名から６６名に増えています。逆に、三光、神応小学校は、白金の丘小学校になったことから、昨年度合計１３名から５名に減少しております。

また、当日は簡単なアンケートをとっておりますので、その結果についてもご報告させていただきます。回答率は３５９名中１４５名で約４０％でした。まず、説明会の全体評価は、大変満足とほぼ満足が約７６％でした。参考になった資料については、昨年度と同様に、部活動や卒業生の進路、学級数や生徒数の項目が高い割合を示していました。

説明は以上でございます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 芝浦小学校や港南小学校の児童・保護者がこれだけ大勢来ているということを見ると、場所が赤坂でいいのか、いろいろと検討の材料にはなると思います。以前から、赤坂で開催することについて、駅から不便であるとか、芝浦港南地域からは時間がかかるので時間に間に合わないと言われたこともあります。その辺について検討されていますか。

○学務課長 今年度は、残席が１０～２０ぐらいになり、来年度はもっと増える可能性があるので、別の会場も考えなくてはいけないのではないかとといった視点で検討をしているところはございます。

○綱川委員 白金の丘小学校の児童・保護者は、このまま指定校に行くという意識が定着しているのかなという感じがします。学校選択を希望する児童や保護者が参加する機会が多いようですので、参加者が多い小学校が熱心ということに限らないと思います。

○澤委員長 学務課長、その他というのは何になりますか。

○学務課長 横の列は、未記入で学年が不明ということです。ですから、３年生の可能性もあるということです。ちなみに、縦の列は、無回答でどこの学校かわからないものです。

○澤委員長 なるほど。そういう方もいるんですね。

○学務課長 ただ、私立の方はいらっしゃいませんでした。

○澤委員長 わかりました。

それでは、この件はよろしいでしょうか。

(なし)

3 平成27年度就学援助支給単価の改定について

○澤委員長 次に、「平成27年度就学援助支給単価の改定について」学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成27年度就学援助支給単価の改定について」ご説明させていただきます。資料ナンバー6をご覧ください。

就学援助とは、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対する学用品費や給食費等教育費の支援です。区では、就学援助の一部の援助費目について、都区財政調整の積算基礎としている単価である財調単価を参考に、これまで就学援助の支給単価を決定してまいりました。都区財政調整とは、区の財源とされる税の一部を東京都が都税として徴収し、再度区に配分する財政調整の仕組みです。平成27年度の都区財政調整では、各区へ交付する交付金の積算基礎となる就学援助費の単価について、消費税率の引き上げ幅と同じ約3%の引き上げを行いました。そのため、区の就学援助で財調単価を参考として適用している費目については、財調単価と同額となるよう支給単価を改定させていただきます。

なお、区独自で支給単価を定めている費目については、単価を据え置きます。また、実費支給としている費目については、引き続き実費相当額を支給することといたします。

それでは、改定する費目です。新入学学用品費・通学用品費をご覧ください。こちらは、ランドセル、かばん、通学服等に要する経費です。小学校は、2万3,210円から2万3,890円へ680円の引き上げ、中学校は、2万6,120円から2万6,860円へ740円の引き上げとさせていただきます。以下、学用品費、通学用品費、体育実技用具費、校外学習費などについても、同様に3%程度の引き上げをさせていただきます。

次に、その他就学援助費目です。これらは、区独自で支給単価を定めている費目です。例えば、卒業記念アルバム費については、既にその金額が財調単価を超えております。また、修学旅行支度金は、他区と比べても比較的手厚い援助金額となっています。そもそも支給していない区が17区ございます。また、その他の費目として、移動教室・夏季学園参加費などは、全て実費金額を支給していますので、今回は、単価を据え置くこととさせていただきます。

次に、改定日です。改定日は、財調単価の改定に合わせて、平成27年4月1日とさせていただきます。

最後に、今後のスケジュールです。就学援助の支給要件である保護者の所得額の確認は、住民税課税額が決定する6月下旬に実施いたします。したがって、支給額の決定は7月中旬、認定通知の発送及び1学期分援助費の支給は、例年どおり7月下旬を予定しています。

説明は以上でございます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 区独自の支給単価を定めている費目は、その他就学援助費目の中で、実費と書いてあるもの以外がこれに当たると思うのですが、昨年、消費税が8%に引き上げられたときは、引き上げ率の3%分は加算したのですか。

○学務課長 これらについては、加算してございません。

○小島委員 財調単価を適用している費目については、昨年は引き上げられなくて、今年３％引き上げるということですか。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。

○小島委員 区が独自に支給単価を定めている費目については、単価を据え置くということですが、他区よりも手厚くしているという理由から、３％分引き上げなくても十分な金額を定めているという意味ですか。

○学務課長 例えば、移動教室参加費、夏季学園参加費は、保護者負担金額をそのまま記載しておりますので、実質上実費です。学校感染症診断書費も実質上実費です。

卒業記念アルバム費は、先ほど申し上げたとおり実費ではございませんが、財調の額が小学校は６，４６０円、中学校は６，４８０円ですので、それを上回る金額になっております。

修学旅行支度金は、５，０００円です。他区と比べますと、比較的手厚い金額になっています。先ほど申し上げたとおり、１７区では支給しておりません。港区よりも多い金額を支給している区もありますが、全体的に見ると手厚くなっております。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

４ 港区立高輪図書館分室の臨時休館について

○澤委員長 次に、「港区立高輪図書館分室の臨時休館について」図書・文化財課長、説明をお願いします。

○図書・文化財課長 「港区立高輪図書館分室の臨時休館について」資料ナンバー７を使いましてご説明させていただきます。

高輪図書館分室は、高輪子ども中高生プラザとの複合施設となっています。建物の管理は、高輪子ども中高生プラザで行っています。施設の停電を伴う電気機器の保守点検及び補修工事を行うため、平成２７年８月９日曜日を臨時休館とするものでございます。

利用者への周知方法は、港区立図書館ホームページへの掲載、図書館カレンダーへの掲載、館内ポスターの掲示をいたします。また、広報みなと８月１日号への掲載を予定しています。港区のホームページでは、高輪子ども中高生プラザの欄で周知させていただくことになっております。

以上、簡単ですがご報告させていただきます。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

５ 平成２８年度使用教科書採択について

○澤委員長 次に、「平成２８年度使用教科書採択について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「平成２８年度使用教科書採択について」特に資料はございませんが、教科

書採択に係るこれまでの経過と今後のスケジュール等について、ご報告させていただきます。

まず、平成28年度区立中学校使用の教科書についてです。中学校使用教科書の採択にあたりましては、5月11日月曜日に、自主的な研究機関であります教科書調査研究委員会を発足しました。教科ごとに担当の校長を委員長として、それぞれ5人の担当教員で構成し研究を進めていただきました。同委員会で検討、作成された調査研究資料をもとに、各調査研究委員長と保護者代表3名を含めた教科書選定研究委員会の中でさらに検討を行い、完成した選定資料が、7月8日水曜日に澤教育委員長へ提出されたところでございます。

次回、7月22日水曜日の教育委員会臨時会において、選定研究委員会から各教科の選定資料について報告を受ける予定となっております。具体的には、各教科の担当の校長が説明を行い、それに対して質疑を行います。

その後、8月4日火曜日の教育委員会定例会において、平成28年度中学校使用教科書の採択をしていただくことになります。よろしくお願いいたします。

次に、特別支援学級で使用する教科用図書についてです。特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、それぞれの障害者別、状況に見合った図書を毎年学校ごとに選定しております。指導室では、港区立学校教科用図書採択要綱及び港区立学校特別支援学級において使用する教科用図書調査研究要領に基づき、各特別支援学級設置校長に調査研究を依頼しました。現在、提出された報告書のまとめを行っておりますので、完了次第、教育長に報告し、教育委員の皆様へ資料を送付させていただきます。中学校使用教科書と合わせて採択をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

次に、平成28年度区立小学校使用教科書についてです。小学校使用教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、平成28年度は平成27年度と同一の教科書を採択することになります。

報告は以上でございます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

6 平成27年度港区学力調査結果について

○澤委員長 次に、「平成27年度港区学力調査結果について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「平成27年度港区学力調査結果について」ご報告させていただきます。
資料ナンバー8をご覧ください。

目的、調査日及び調査する教科は、記載のとおりです。

2枚目、3枚目の資料に特徴的なところを記載させていただきました。小学校については、例年どおり、ほぼ全国平均を上回っている結果が出ております。小学校の理科については、昨年度と同様の傾向が見られておりますが、他の教科に比べると、正答率が全国の平均と比べて3ポイントほ

ど低く、やはり理科については、これからも課題となると思っております。

中学校については、3年生を除き、社会、数学、国語については、平均を上回っております。3年生の社会科が0.5ポイントほど目標値を下回っております。英語については、例年どおり10ポイント以上上回っている結果が出ています。なお、理科の2年生については、目標値を0.4ポイント上回り、昨年度に比べ若干成果が出ていると見てとれます。3年生については、同様に下回った数字が出ておりますので、課題であるだろうと思っております。

教育委員会終了後に、資料をもとに実際にどういった傾向が見られたかということについてご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

7 平成27年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議について

○澤委員長 次に、「平成27年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議について」指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「平成27年度第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議について」資料ナンバー9に基づきまして、ご報告させていただきます。

先だって行われました港区いじめ問題対策連絡協議会後に行われた問題対策会議の内容については、資料に書いてありますように、条例制定の説明や会議体の運営方法等について、資料を用いて事務局から説明させていただいた経緯があります。資料1～4は、いずれも本教育委員会において既にご説明をさせていただいている資料ですので、改めてご覧いただきご確認いただければと思います。

今回のいじめ問題対策会議では、区としての実効的な対応をするということで、資料2の港区いじめ防止基本方針及び港区いじめ防止基本方針の具体的な取組について、若干詳しく説明させていただきました。経緯、説明等に対してのご質問等は特段ございませんでした。

3港区いじめセーフティネットコミュニティ事業については、資料7以降を使いまして、指導室と子ども家庭支援センターから説明し、そして区立小中学校の代表の校長にお話をさせていただきました。資料7のいじめの件数についても報告してございますので、③1学期における学校のいじめの現状、事例についてお話をさせていただきます。

小学校については、南山小学校の和田校長がご報告くださいました。小規模校ということもありますが、個別に毎日言葉をかけることで、組織全体で子どもたち一人一人をよく見ているということでした。その他アンケートの実施を踏まえて全員面接を実施していること、全校朝会で校長がいじめに特化した話題を提供するなど、さまざまな取組により効果を上げているということです。

今回の会議では、本来は1学期のいじめの件数等を対応を含め報告しなければいけないところで

したが、まだ6月の集計ができていない時点ですので、2学期以降の会議で実施したいと考えています。

中学校については、お台場学園港陽小・中学校の白石校長がご報告くださいました。特にソーシャルネットワークを使用したトラブルの事例や校内委員会での内容について、お話をいただきました。

意見交換では、学識経験者の緒方先生から、児童生徒向け生活アンケートが大変有効であり、いじめの早期発見につなげることがあるので、いじめの現状をしっかりと学校側が認めて、組織的な対応をしていくことが必要であるというお話をいただきました。

港区では、今、新聞報道等されております岩手県のいじめの事例は考えにくいと思っております。学校が察知したところで、きちんと校内組織の中で委員会を立ち上げて、教育委員会へ報告が上がってくると考えています。緒方先生のご意見のような対応については、これからも学校において適切に行うようきちんと指導していきたいと思っております。

医師の武石先生からは、発達障害の児童生徒のいじめ被害について、話題を提供していただきました。周囲がしっかりと見ていく必要があるというお話でした。

弁護士の山岸先生には、学校法律相談の高輪地区をご担当いただいています。山岸先生からは、過去にいじめの相談の事例があったというお話をいただきました。

簡単ですが、いじめ問題対策会議についてご報告をさせていただきました。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○教育長 この会議の委員名簿がついていないので、後で配ってください。

○指導室長 申しわけありません。後ほど資料としてご用意させていただきます。

○澤委員長 よろしくをお願いします。

○小島委員 岩手県で衝撃的な事案が発生してしまったのですが、いじめ防止法その他で、各都道府県や各教育委員会では、いろいろ組織をつくっていじめ防止について取組んでいるわけですよね。学校の中に具体的ないじめを防止する委員会等はつくることになっていますか。

○指導室長 法に基づいて学校が対応する委員会をつくるようになっております。もう一点は、全ての小中学校で組織を立ち上げて対応できるようになっております。

○小島委員 事件があった学校では、担任の先生が生活ノートをやりとりしていながら、結局、事態を正しく把握する能力というか、努力が欠落してしまったわけで、どんな立派な委員会があっても、結局は機能しないことになります。個々の先生にきめ細かに指導するという点については、どんな対応をとっていますか。

○指導室長 あってはならないことが今回岩手県で起こったと思っております。決して港区だから大丈夫だとは思っておりません。校園長会の場で、校長から各教員への指導をするようお願いしていますが、改めていろいろな場で教員への指導をしっかりと行うよう念押しをしています。いじめに限らず、何かあったときには、教員一人一人が未然に防ぐことも含めて、教育現場が組織的な対応ができるようにしていかなければいけないと考えております。引き続き校長に話をするとともに、

学校に指導主事が訪問した際は、細かな部分でも気になるころがあれば、校長と話をしながら詰めていくことが大切であると思っております。

○小島委員 まず、各先生に子どもたちのいじめのサインをキャッチしてもらうことがまず大事です。そのうえで、一人の先生で対応するのではなく、これをバックアップする体制をとることが必要です。

○指導室長 当然学校組織の中に、指導教諭、主幹教諭がおります。学年の中で学年主任もおりますし、学年ごとの会議もございます。その中で必ずいじめや生活指導にかかわる内容は共有しながら進めていっております。小規模な学校は、学年1人ということもございますので、その部分については、管理職も含めてしっかりと情報が共有できる体制はとって進めていると考えております。

○小島委員 岩手県のいじめ問題について、担任の先生がいじめのサインをキャッチできなかったということですが、それを補うような気配りができる体制があれば、非常にセーフティーネットになると思っています。

○指導室長 そういう意味では、先ほど南山小学校の例をお話ししましたが、やはり一人一人子どもたちにどういう言葉かけをしているか、それを学校全体が共通理解して行うことが大切です。当然校長が全ての子どもたちを把握できれば好ましいのですが、大きい学校になるとなかなか難しい部分もあるかと思います。校長が一人一人を大事にするというスタンスを示せられれば、自分のクラス以外の子どもたちにもほかの教員が目配りをすると思います。いずれにしても、いじめの未然防止についてしっかりと対応していかなければいけないので、学校へ指導を徹底していきたいと思っております。

○澤委員長 よろしくをお願いします。

○教育次長 委員長、一点よろしいですか。

この資料にもありますように、学校には、スクールカウンセラーが配置されております。教員だけではなくて、スクールカウンセラーが生徒全員との面接も行っていますので、二重のチェックにはなっていると思います。スクールカウンセラーは、優しく子どもたちから聞き出す能力に長けており、教員たちも非常に参考になるとおっしゃっていました。

○澤委員長 事態が深刻な状況にならないようによろしく願いいたします。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

8 後援名義等の6月分使用承認について

9 生涯学習推進課の6月事業実績について

10 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

11 図書館・郷土資料館の6月行事実績について

12 図書館の6月分利用実績について

○澤委員長 次に、「後援名義等の6月分使用承認について」、「生涯学習推進課の6月事業実績について」、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」、「図書館・郷土資料館の6月行事実績につ

いて」、「図書館の6月分利用実績について」、この5件の定例報告については、配付資料のとおりです。各案件についてご質問ございますか。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

○澤委員長 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○澤委員長 わかりました。なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、臨時会を7月22日水曜日、午前10時から開催予定です。よろしくお願いいたします。

皆さん、お疲れ様でした。(午前11時39分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会教育長 小 池 眞喜夫